

学友会クラブ活動特別援助金支給規程

（目的）

第1条 この規程は、文教大学の学友会に所属するクラブが、対外的に大学に寄与する活動を行い、そのクラブが臨時に資金を必要とする場合、これを援助することを目的とする。

（原資）

第2条 この制度は、毎年度予算及び文教大学父母と教職員の会、藍蓼会の各会からの学生活動特別援助基金をもってこれに充てる。

（申請団体）

第3条 援助金を申請できる団体は、学友会公認団体とする。また、対象はその団体ならびに団体所属の個人とする。

2 学友会クラブ活動特別援助金を必要とする団体は、校舎責任者に申請する。

（手続き）

第4条 援助金申請並びに支給の手続きは次のとおりとする。

（1）事前に以下の書類を提出するものとする。

- ①申請書（所定用紙）
- ②大会要項（学連等発行物）等、活動の概要が分かるもの
- ③出場者名簿
- ④その他、校舎学生委員会が必要と認めた書類

（2）事後に以下の書類を提出するものとする。

- ①活動報告書（所定用紙）
- ②結果等が掲載された会報等（学連等発行物）
- ③その他、校舎学生委員会が必要と認めた書類

（3）援助金は、校舎学生委員会で決定し支給する。

（支給限度）

第5条 1回の支給額は70万円を上限に、次の各項に定めた額とする。なお、支給総額は当該年度の予算範囲として、校舎学生委員会で個々の支給額を決定する。

（1）競技会等

①予選を通過して下記大会に進んだ場合

全国大会	申請額の2／3
東日本大会	申請額の1／2
関東大会	申請額の1／3

②予選本選が同時開催の大会に出場し、入賞者が出た場合

全国大会	申請額のうち入賞人数分の2／3
東日本大会	申請額のうち入賞人数分の1／2
関東大会	申請額のうち入賞人数分の1／3

③国外の大会等出場者または団体に出選された場合および学連等の代表として選出された場合
自己負担の1／2

(2) その他、校舎学生委員会が必要と認めた場合

(申請・支給範囲)

第6条 支給の対象となる費用は、参加費、旅費（交通費・宿泊費）の実費とし、そのうち前条にて定められた額を限度として学生委員会で決定し支給する。

2 申請の対象となる人数は、原則として実際に競技会等に参加登録している者とする。

3 旅費の基準については別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生委員会において決定する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「学友会クラブ活動特別援助金支給内規」、「学友会クラブ活動援助金支給運用内規」を廃止する。